

議案第40号

小金井市個人情報保護条例の一部を改正する条例

小金井市個人情報保護条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年6月9日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

デジタル庁設置法の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市個人情報保護条例の一部を改正する条例

小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第40号資料

小金井市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	議案第39号による改正後条例	現行条例	備考
<p>(決定後の手続) 第22条 省略 2 省略 3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外的利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正、削除又は目的外的利用等の中止をしなければならぬ。この場合において、実施機関は、その旨を当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者もしくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係係情報照会者もしくは条例事務関係係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。</p> <p>付 則 この条例は、令和3年9月1日から施行する。</p>	<p>(決定後の手続) 第22条 省略 2 省略 3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外的利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正、削除又は目的外的利用等の中止をしなければならぬ。この場合において、実施機関は、その旨を当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者もしくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係係情報照会者もしくは条例事務関係係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。</p>	<p>(決定後の手続) 第22条 省略 2 省略 3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外的利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正、削除又は目的外的利用等の中止をしなければならぬ。この場合において、実施機関は、その旨を当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者もしくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係係情報照会者もしくは条例事務関係係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

議案第41号

小金井市清掃関連施設整備工事請負変更契約について

小金井市清掃関連施設整備工事施行のため、次のとおり請負変更契約を締結する。

令和3年6月9日提出

小金井市長 西岡 真一郎

- | | |
|----------|---------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 小金井市清掃関連施設整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一者随意契約 |
| 3 契約金額 | |
| (1) 変更前 | 1,111,330,000円
(うち取引に係る消費税・地方消費税額101,030,000円) |
| (2) 変更後 | 1,158,872,000円
(うち取引に係る消費税・地方消費税額105,352,000円) |
| 4 契約の相手方 | 浅沼・関 特定建設工事共同企業体
東京都立川市曙町一丁目15番1号
所長 多々良 太一 |
| 5 工期 | 契約確定日の翌日から令和4年3月18日まで |

(提案理由)

小金井市清掃関連施設整備工事の施行に当たり契約変更の必要があるため、本案を提出するものであります。

議案第 4 1 号資料

小金井市清掃関連施設整備工事

- 1 案件名 小金井市清掃関連施設整備工事
- 2 履行場所 小金井市東町一丁目198番地3他
- 3 案件概要

- (1) 設計
- (2) 工事

ア プラント設備工事

- (ア) 受入・供給設備
- (イ) 集じん・脱臭設備
- (ウ) 給水・排水設備
- (エ) 電気設備
- (オ) 計装設備
- (カ) 雑設備
- (キ) その他設備

イ 土木建築工事

- (ア) 建築工事
- (イ) 土木工事及び外構工事集じん・脱臭設備
- (ウ) 建築機械設備工事給水・排水設備
- (エ) 建築電気設備工事電気設備

4 主な変更点

建築工事（地中埋設物の解体撤去工事）の追加

5 変更理由

清掃関連施設整備工事については、建物基礎下の地盤改良工事の施工中に想定外の地中埋設物が確認された。施工業者と施工方法について協議した結果、当該建物基礎下の地中埋設物を残置して本体工事を進めるには支障があることから、適正に処理するため、地中埋設物の解体撤去の追加工事を行うものである。